

入札説明書(案)

平成 年度

犬山浄水場の液化天然ガス(LNG)の購入

愛知県尾張水道事務所

入札説明書資料一覧

1	入札説明書（案）	1
2	様式	
(1)	提出書類	
ア	競争入札参加資格確認申請書（確認申請書）	7
イ	入札参加資格確認書類（確認書類）	
	誓約書（様式1）	8
	品質証明書（様式2）	10
	LNG専用タンクローリー車の保有状況に関する資料（様式3）	11
	常時の出荷基地に関する資料（様式任意）	
	オンコール体制に関する資料（様式任意）	
	非常時の出荷基地に関する資料（様式任意）	
	BCPに関する資料（様式任意）	
	入札保証金納付方法通知書（様式4）	12
	入札保証金納付免除申請書（様式5）	13
	入札参加申込みチェックリスト【入札参加者用】（様式6）	14
(2)	その他書類	
	質問書（様式7）	15
3	契約書（案）	16
	請求書（案）	21
	品質管理表（請求書に添付）（案）	23
4	入札者心得書	24

入札説明書(案)

液化天然ガス(LNG)の購入について一般競争入札を平成 年 月 日付け愛知県公報第 号公告により次のとおり実施する。

なお、入札等については関係法令に定めるもののほか、公告及び入札説明書によるものとする。

1 調達内容

(1) 案件の名称及び予定数量

液化天然ガス(LNG)の調達
調達予定量 液体重量 1,650 t /年

(2) 契約方法

単価契約(1 t 当たり単価。ただし、取引量の単位は 0.01 t)

(3) 案件の仕様等

発注仕様書(別添)のとおり

(4) 納入期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(5) 納入場所

愛知県犬山浄水場(犬山市大字犬山字東洞 15 番地)

(6) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「IC カード」という。)が必要です。入札書は、電子入札システムにより作成し、電子署名等を付した上で電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県企業庁物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000006345.html>

ウ 支払に当たっては、入札書に記載された 1 t あたりの入札単価に平均輸入単価¹並びに石油石炭税²を加え、取引量を乗じて得た金額に、100 分の 8 に相当する額を加算した金額をもって行います。

したがって、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 1 t あたりの売買希望単価の 108 分の 100 に相当する金額から、平均輸入単価及び石油石炭税を控除した単価を入札書に記載してください。

落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札単価とします。

1 平均輸入単価は、取引月の 2 ~ 4 か月前の財務省貿易統計「液化天然ガス 2711.11-000」の日本国全体の輸入価格をその数量で除した 1 t あたりの単価(円未満の端数は 10 銭の位を四捨五入)とします。なお、入札時における平均輸入単価は入札公告日の 2 ~ 4 か月前の単価とします。

2 石油石炭税は、石油石炭税法に基づき課される税金であり、金額は取引月の税額とし

ます。なお、平成 28 年 4 月 1 日時点の適用単価は 1,860 円 / t です。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1 (1) アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（平成 28 年 4 月～平成 30 年 3 月）大分類「01．物品の製造・販売」、中分類「23．燃料」、小分類「06．圧縮天然ガス」に登録されている者であること。なお、この名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、開札の日までに当該名簿に登録されること。
- (4) この公告の日から落札決定までの間、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県企業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者であること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加を希望する者は、(3)のとおり提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 なお、提出書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 期限までに(3)の提出書類を提出していない者及び入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することはできません。
- (3) 提出書類及び提出方法

提出書類	提出部数	提出方法
ア 競争入札参加資格確認申請書 （以下、「確認申請書」という。）	1 部	電子システム（ ）への登録により、平成 年 月 日（ ）午前 9 時から平成 年 月 日（ ）午後 5 時までに提出すること。 電子入札システムにより難しい場合は、紙により提出すること。
イ 入札参加資格確認書類（以下、「確認書類」という。）	-	（ 4 ）アに掲げる場所へ持参により、平成 年 月 日（ ）午前 9 時から平成 年 月 日（ ）午後 5 時までに提出すること。 （受付時間は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。））
（ア）誓約書（様式 1）	1 部	
（イ）品質証明書（様式 2）	1 部	
（ウ）LNG 専用タンクローリー車の保有状況に関する資料（様式 3）	1 部	
（エ）常時の出荷基地に関する資料（様式任意）	1 部	
（オ）オンコール体制に関する資料（様式任意）	1 部	

(カ)非常時の出荷基地に関する資料(様式任意)	1部
(キ)BCPに関する資料(様式任意)	1部
ウ 入札保証金納付方法通知書(様式4) (入札保証金等の納付を行う場合のみ提出すること。)	1部
エ 入札保証金納付免除申請書(様式5) (入札保証金の免除を申請する場合のみ提出すること。)	1部
オ 入札参加申込みチェックリスト【入札参加者用】(様式6)	1部

電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「休日」という。)及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時まで。

(4) 提出書類の持参場所

ア 持参場所

愛知県尾張水道事務所管理課

一宮市昭和三丁目3番28号(郵便番号491-0917)

電話(0586)45-1036

イ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、原則として公表せず、また、無断で使用することはしない。なお、提出された書類は申請者に返却しない。

(ウ) 提出期限以降は、提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

平成 年 月 旬ごろに電子入札システム又は郵送により通知する予定である。

(6) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、確認結果通知を受領してから7日以内に(4)アの場所にその旨を記した書面を持参しなければならない。

理由は、説明を求められた日から3日以内に書面で通知する。

4 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問は、次のとおり質問書(様式7)を持参により提出すること。

ア 受付場所

3(4)アに同じ。

イ 受付期間

平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 上記の質問に関する回答は、この質問書受領後すみやかに行う。なお、その回答書は、

次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧場所

3(4)アに同じ。

イ 閲覧期間

平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

5 入札期間等

(1) 入札期間

平成 年 月 日()午前9時から平成 年 月 日()午後5時まで(電子入札システムの稼働時間は、3(3)のとおり。)

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成 年 月 日()午前 時

イ 場所

3(4)アに同じ。

(3) 再入札

1回目の入札で落札者がいない場合は、再入札を行うことを通知した上で、次のとおり再入札を行います。

ア 受付期間

平成 年 月 日()午後1時から平成 年 月 日()午後1時まで

イ 開札予定日時

平成 年 月 日()午後1時30分

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札単価に入札公告日の2～4か月前の平均輸入単価(財務省貿易統計「液化天然ガス 2711.11-000」の日本国全体の輸入価格をその数量で除した1tあたりの単価(円未満の端数は10銭の位を四捨五入)とします。)及び石油石炭税を加えた単価の100分の8に相当する金額を加算した売買希望単価に1(1)の調達予定量に乗じて得た見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県企業庁財務規程(昭和55年愛知県企業庁管理規程第14号。以下「財務規程」という。)第162条に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を5(1)の日時までに納めなければなりません。

(2) 入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付が免除される(財務規程第161条の規定による免除)。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 政令第167条の5の規定により企業庁長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断して()その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

「過去の実績から判断して」とは、以下の項目を全て満たしている契約実績が2件以上ある場合を指します。

(ア) 契約期間が四半期以上の単価契約によるもの。

(イ) 納入期間が申請日からさかのぼって2年前から現在までにかかるもの。

(ウ) 本件調達と同様にタンクローリー車によるLNGの配送を含むもの。LNG出荷基地等での量り売りで配送を含まないものは免除できる実績とは認めない。

(エ) 契約数量又は供給実績数量が、液体重量で800t/年以上のもの。

- (3) 入札保証金等の納付を行う者は、平成 年 月 日 () 午後5時までに愛知県尾張水道事務所管理課に入札保証金納付通知書(様式4)を提出すること。入札保証金等の納付を行う場合は後日、納付の方法を示すので、これに従い5(1)の日時までに納付を行うこと。
- (4) 入札保証金の免除を受けようとする者は、愛知県尾張水道事務所管理課に3(3)イの確認書類を提出する際に入札保証金納付免除申請書(様式5)を提出すること。
- ア (2)アにより入札保証金納付の免除を受けようとする者は、「入札保証金納付免除申請書」に入札保証保険の保険証券を添付して提出しなければならない。
- イ (2)イにより入札保証金納付の免除を受けようとする者は、「入札保証金納付免除申請書」に(2)イ(ア)~(イ)の項目を満たす納入契約書の写しを添付して提出しなければならない。
- (5) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。
- (6) 入札保証金等の納付がなく、入札保証金が免除される者であることを確認できない場合は、その者は入札に参加できない。また、その者が行った入札は無効となる。さらに、落札決定後に、この落札者の行った入札が無効であることが確認された場合は、落札決定を取り消す。

7 売買代金等

- (1) 売買単価は次の算式により算出するので、入札者は「契約(=入札)単価」だけを入札するものとします。入札の単位は円とします。

1 t 当り売買単価

= (平均輸入単価 + $\boxed{\text{契約(=入札)単価}}$ + 石油石炭税)

平均輸入単価及び石油石炭税については、1(6)ウのとおり。

なお、売買代金は、この売買単価に取引量を乗じた金額に100分の8に相当する額を加算した金額となります。

売買代金

= (平均輸入単価 + $\boxed{\text{契約(=入札)単価}}$ + 石油石炭税) × 取引量 × 1.08

- (2) 入札の回数は2回までとします。

8 開札方法

開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

9 入札の無効

財務規程第159条(入札の無効)の規定に該当する入札、ICカードを不正に使用して行った入札、確認申請書又は確認書類に虚偽の記載をした者の入札又は愛知県建設工事入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

10 落札者の決定方法

財務規程第164条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が複数いた場合は、電子くじにより落札者を決定します。

- 11 契約書作成の要否
要（別添契約書（案）のとおり）
- 12 契約保証金
- (1) 落札者は、財務規程第 132 条の規定に基づく契約保証金を納めなければならない。
 - (2) 落札者が、財務規程第 133 条の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除される。
 - (3) 契約保証金の納付は、財務規程第 134 条第 1 項の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (4) 財務規程第 133 条第 3 号に定める「過去の実績から判断して」とは、6 の内容と同様とする。
- 13 支払条件
別添契約書（案）の規定による。
- 14 特定の不法行為に対する措置
- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合は、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。
 - (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- 15 その他
- (1) 入札・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国の通貨に限ります。
 - (2) 入札参加者は、入札説明書及び愛知県建設工事関係入札者心得書（別添）を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
 - (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県企業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
 - (4) 提出書類の記載内容が不明確で本件調達の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
 - (5) 本案件は、議会における当該案件に係る予算の成立を条件とします。
 - (6) 問い合わせ先
 - ア 入札参加資格及び入札に関する事項
3(4)アに同じ。
 - イ 調達案件の仕様等に関する事項
愛知県企業庁水道部水道事業課浄水・水質グループ
電話（052）954-6683（ダイヤルイン）

平成 年 月 日

競争入札参加資格確認申請書

愛知県尾張水道事務所長 殿

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る入札に参加したいので、競争入札参加資格を確認してください。
なお、申請内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案件番号 平成 年 月 日公告
調達整理番号 . . .
案件名称 液化天然ガス（LNG）の調達

(様式1)

誓約書(案)

平成 年 月 日

愛知県尾張水道事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 年 月 日に公告があった犬山浄水場のLNGの入札について、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しておりません。
- 2 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けておりません。
- 3 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしておりません。
- 4 契約書(案)及び発注仕様書(案)の定めのとおり指定日時、指定場所に確実に納入することを確約いたします。
- 5 提出する添付書類の内容は事実と相違ありません。

(添付書類)記載要領は裏面のとおり

品質証明書(様式2)

LNG専用タンクローリー車の保有状況に関する資料(様式3)

常時の出荷基地に関する資料(様式任意)

オンコール体制に関する資料(様式任意)

非常時の出荷に関する資料(様式任意)

BCPに関する資料(様式任意)

入札保証金納付方法通知書(様式4) 入札保証金等の納付を行う場合のみ提出

入札保証金納付免除申請書(様式5) 入札保証金の免除を申請する場合のみ提出

入札参加申込みチェックリスト【入札参加者用】(様式6)

担当者連絡先
氏名
電話番号

(裏面)添付書類の記載要領

(証明書)

品質証明書

別添様式2によること。

「1 成分」、「2 低位発熱量」及び「3 単位体積重量」について、最近3か年の供給実績値を記載し、納品予定のLNGの品質を証明すること。供給実績値は原則、本件調達と同様にタンクローリー車によるLNGの配送を含むものとするが、その実績が無い者はLNG出荷基地等での量り売りで配送を含まないものを記載してよい。

(提出資料)

LNG専用タンクローリー車の保有状況

別添様式3によること。

常時の出荷基地

様式任意。ただし、出荷基地が名古屋港以外にある者は、発注仕様書に定める具体的な措置を簡潔に説明すること。

オンコール体制

様式任意。

非常時の出荷に関する書類

犬山浄水場を優先供給先として位置付ける旨の誓約書

非常時における、名古屋港以外の基地からの供給体制

様式任意。ただし、 の出荷基地が名古屋港以外にある者は、 と の出荷基地が十分遠隔地にあることを簡潔に説明すること。

B C Pに関する書類

様式任意。申請者のB C Pの写し、抜粋又は要約書

(その他)

入札保証金納付方法通知書

別添様式4によること。入札保証金等の納付を行う場合のみ提出すること。

入札保証金納付免除申請書

別添様式5によること。入札保証金の免除を申請する場合のみ提出すること。

入札参加者申込みチェックリスト【入札参加者用】

別添様式6によること。

(様式2)

平成 年 月 日

愛知県尾張水道事務所 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成29年度
の入札例

品質証明書
(入札参加資格確認書類)

1 成分 (%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均	備考
メタン					80.0 %以上
プロパン					5.0 %以下
エタン					
その他					4.0 %以下
計	100.0	100.0	100.0	100.0	

各年度の値は、4月から3月までの平均とすること。

0.1 %単位で表記すること。

各年度値及び平均値のすべてが備考欄(発注仕様書)を満たすこと。

2 低位発熱量 (MJ/kg)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均	備考
低位発熱量					49.3 MJ/kg ± 5%以内 (46.8 MJ/kg 以上 51.8 MJ/kg 以下)

各年度の値は、4月から3月までの平均とすること。

小数点以下第1位まで表記すること。

各年度値及び平均値のすべてが備考欄(発注仕様書)を満たすこと。

3 単位体積重量 (kg/m³N)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均	備考
単位体積重量					0.800 kg/m ³ N ± 5%以内 (0.760 kg/m ³ N 以上 0.840 kg/m ³ N 以下)

各年度の値は、4月から3月までの平均とすること。

小数点以下第3位まで表記すること。

各年度値及び平均値のすべてが備考欄(発注仕様書)を満たすこと。

(様式3)

LNG専用タンクローリー車の保有状況

1 LNG専用タンクローリーの保有状況

積載量 (kg)	台数	所有者

積載量別に記入すること。

2 1のうち、本件LNGの納入に使用する予定の車両

登録番号	積載量 (kg)	所有者

車両(タンクローリー)の登録番号別に記入すること。

トレーラーヘッドと荷台で登録番号が異なる場合は、何れの番号も記入すること。

注)所有者が申請者でない場合は、次の書類を全て添付すること。

- 申請者と所有者の関係を証する資料(申請日の前3か月以内のタンクローリーに関する契約書写し又は所有者が申請者の関連法人であることを証する法人登記簿謄本写し及び所有者が申請者のタンクローリー業務を行う法人であることを証する資料)
- 所有者のタンクローリーが本件LNG納入業務に優先使用されることを誓約する所有者の誓約書

(様式4)

平成 年 月 日

愛知県尾張水道事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

入札保証金納付方法通知書

公 告 年 月 日	平成 年 月 日
案 件 番 号	
調 達 整 理 番 号	
物 件 名	
納 入 場 所	愛知県犬山浄水場

上記物件の調達に係る入札保証金の納付方法は、次のとおり（番号に 印を付したもの）です。

1. 入札保証金
2. 国債または地方債
3. 政府の保証のある債券
4. 庁長が确实と認める社債
5. 銀行等に対する定期預金債権
6. 銀行等が振り出し、または支払保証をした小切手

【「1. 入札保証金（現金）」を選択した場合のみ記入してください】

入札保証金納付額 金 円 売買希望単価(入札書記載単価に2～4か月前の平均輸入単価及び石油石炭税を加えた単価に100分の8に相当する金額を加えた額)に購入予定数量を乗じて得た見積金額の100分の5以上の金額

(様式5)

平成 年 月 日

愛知県尾張水道事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

入札保証金納付免除申請書

下記のとおり、愛知県企業庁財務規程第 161 条の規定により入札保証金納付の免除を申請します。
記

- 1 公告年月日
平成 年 月 日
- 2 物件名
液化天然ガス (LNG) の調達
- 3 納入場所
犬山浄水場
- 4 納入期間
平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 31 日まで
- 5 添付資料
入札保証保険に係る証券 (県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合)
契約書の写し (過去の実績から判断する場合)

担当者連絡先
氏 名
電話番号

(様式6)

入札参加申込みチェックリスト【入札参加者用】

平成 年 月 日

物件名： 液化天然ガス(LNG)の調達

会社名： _____ (担当者)

このチェックリストにより提出書類に不備がないか確認してください。

下記のチェック欄に「✓」を入れてください。なお、該当がない場合は「無」と記載してください。

チェック項目	チェック欄	確認内容
共通項目		ア 日付けを記入すべき書類に日付けは記載されているか。
		イ 代表者印の押印漏れはないか。
		ウ 各書類に記載する物件名は、入札説明書1(1)の物件名と同一名であるか。
ア 競争入札参加資格確認申請書		電子入札システムへ登録をしたか。
イ 入札参加資格確認書類	(ア) 誓約書(様式1)	担当者の連絡先は記入したか。担当者は入札参加資格確認書類について説明できる者であるか。
	(イ) 品質証明書(様式2)	表中の各年度値は、最近3か年(入札公告日の前年度までの3か年)のものであるか。 表の集計(計、平均)は、あっているか。
	(ウ) LNG専用タンクローリー車の保有状況に関する資料(様式3)	所有者が申請者でない場合に必要書類は添付したか。 本件LNGの納品に使用する予定の車両は、犬山浄水場までの運行経路が通行可能であることを確認したか。
	(エ) 常時の出荷基地に関する資料(様式任意)	発注仕様書に定める事項を確認できる書類となっているか。
	(オ) オンコール体制に関する資料(様式任意)	発注仕様書に定める事項を確認できる書類となっているか。
	(カ) 非常時の出荷に関する資料(様式任意)	発注仕様書に定める事項を確認できる書類となっているか。
	(キ) BCPに関する資料(様式任意)	発注仕様書に定める事項を確認できる書類となっているか。
ウ 入札保証金納付方法通知書(様式4)		入札保証金等の納付を行う場合のみ提出すること。
エ 入札保証金納付免除申請書(様式5)		入札保証金の免除を申請する場合のみ提出すること。

(様式7)

平成 年 月 日

愛知県尾張水道事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

質 問 書

下記の質問について、回答してください。

記

物 件 名	液化天然ガス(LNG)の調達	
質 問	回 答	

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

愛知県尾張水道事務所長

契 約 書 (案)

買受人愛知県を発注者とし、売渡人 〃 を受注者として、発注者と受注者間で次の条項により売買単価契約を締結する。

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添の LNG 発注仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約 (この契約書及び LNG 発注仕様書等を内容とする物件の売買納入契約をいう。以下同じ。) を履行しなければならない。

2 受注者は、次に掲げる条件で、物件を発注者又は発注者の指定した者が指示する場所に納入、売渡すものとし、発注者は、その売買代金を支払うものとする。

(1) 物件名

LNG (液化天然ガス)

(2) 規格仕様

別添 LNG 発注仕様書のとおり

(3) 契約単価

1 t 当たり 〃 円とする。ただし、取引単位は 0 . 0 1 t とする。

売買代金は、契約単価に次の計算式のとおり、平均輸入単価並びに石油石炭税を加え、取引量に乗じて得た金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額とし、物件の引渡しに至るまでの一切の経費を含むものとする。また、契約期間中は契約単価を変更することはできないものとする。ただし、経済事情の著しい変動等やむを得ない事情があるときは、発注者と受注者で協議して契約単価を変更することができるものとする。

(計算式)

売買代金 = (平均輸入単価¹ + 契約単価 + 石油石炭税²) × 取引量³ × 1.08⁴

1 平均輸入単価は、財務省貿易統計「液化天然ガス『2711.11-000』(全日本)」の売買単価適用期間 (取引月の 2 ~ 4 か月前) の価格を数量で除した 1 t あたりの価格 (円未満の端数は 1 0 銭の位を四捨五入) とする。

2 石油石炭税は、石油石炭税法に基づき課される税金であり、金額は取引月の税額とする。

3 取引量の単位は、0 . 0 1 t とする。

4 契約単価に平均輸入単価並びに石油石炭税を加え、取引量に乗じて得た金額に 1 円未満の端数があるときは、100 分の 8 に相当する額を加算する前に端数金額を切り捨てる。

(5) 納入場所

愛知県犬山浄水場 (愛知県犬山市大字犬山字東洞 1 5 番地)

(6) 数量、納期の指定方法

発注者又は発注者の指定した者は、受注者が納入月前月において予め定める日時までに、翌月の LNG 納入日及び納入量を受注者へ連絡するので、受注者は LNG の納入日及び納入量を決定して発注者へ通知すること。

発注者の事由により、納入日及び納入量に変更が生じた場合、発注者又は発注者の指定した者は原則納入予定日の 2 営業日前までにかかる変更を受注者へ連絡するので、受注者は変更後の LNG 納入日及び納入量を発注者へ通知すること。

(7) 契約期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(8) 契約の保証に関する事項

愛知県企業庁財務規程第 1 3 2 条、第 1 3 3 条、第 1 3 4 条及び第 1 3 5 条によることとする。

3 物件の買入方法その他物件を納入するために必要な一切の手段 (「 納入方法等 」 という。以下同じ。) については、この契約書及び LNG 発注仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約の履行に関して発注者・受注者間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者・受注者間で用いる計量単位は、LNG 発注仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法 (平成 4 年法律第 5 1 号) に定めるものとする。

8 この契約書及び LNG 発注仕様書における期間の定めについては、民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 及び商法 (明

治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(特許権等の使用)

第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている納入方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその納入方法等を指定した場合において、LNG発注仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(物件の品質)

第4条 物件の品質については、LNG発注仕様書に定めるところによる。

(納入代金額及び契約単価の変更方法等)

第5条 納入代金額及び契約単価の変更については、発注者と受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者で協議して定める。

(一般的損害)

第6条 物件の引渡し前に、物件について生じた損害その他物件の納入に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(受注者が県を被保険者として付保した保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(完了検査及び引渡し)

第7条 受注者は、物件の納入が完了したときは、その旨及び物件の引渡しを発注者又は発注者の指定した者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者の指定した者は、前項の規程による通知を受けたときは、受注者の立会いのうえ納入済み物件の検査を完了しなければならない。この場合、発注者又は発注者の指定した者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者又は発注者の指定した者は、前項の検査によって物件の納入を確認した日をもって検査に合格した物件の引渡しを受けなければならない。なお、検査に合格しなかった物件があるときは、発注者又は発注者の指定した者は、当該不合格物件を受注者に返還するものとし、受注者はこれを引取らなければならない。

4 受注者は、物件が第2項の検査に合格しないとき又は物件の中に検査に合格しない物件があるときは、直ちに修補又は代替する完全な物件を納入して、発注者又は発注者の指定した者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修又は代替する物件の納入の完了を物件の納入とみなして前3項の規定を適用する。

5 第2項及び前項の場合において、検査に直接要する費用又は修補若しくは物件に代替する完全な物件の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

6 第3項後段により受注者が引取るべき物件がある場合において、受注者が引取るべき物件が納入場所に正当な理由なく残置され、発注者が相当の期間を定めてその引取りを請求したにもかかわらず受注者が引取らず、又はその他適当な措置を講じないときは、発注者又は発注者の指定した者は、当該残置物を処分することができる。この場合において、受注者は、発注者又は発注者の指定した者の処分について異議の申立てをすることができず、発注者又は発注者の指定した者が当該処分により受注者に損害を与えた場合も、受注者は、発注者又は発注者の指定した者に対してその損害の賠償を請求することができない。

7 前項の処分に要する費用は受注者の負担とする。

(納入代金の支払)

第8条 受注者は、前条第2項の検査に合格した物件について毎月の納入数量を集計し、納入代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に納入代金を支払わなければならない。

(納入物件の損害賠償)

第 9 条 発注者又は発注者の指定した者は、物件に別添 LNG 発注仕様書に定める使用目的、品質基準に達しない等のかしがあるとき又は物件のかしにより発注者又は発注者の指定した者が損害を受けたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその物件に代替する完全な物件の納入を請求し、又は物件の納入に代え若しくは物件の納入とともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 10 条 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により納期内に物件の納入を完了することができないときは、遅滞なく理由を発注者又は発注者の指定した者に申し出なければならない。

2 前項の場合において、発注者又は発注者の指定した者は、納期経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認められたときは、受注者に損害金を請求することができる。この場合損害金の額は、履行遅滞に係る納入代金につき、遅延日数に応じ、年 14 . 5 パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項の損害金に 100 円未満の端数があるとき、又は損害金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

4 発注者又は発注者の指定した者の責に帰すべき事由により、第 8 条第 2 項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2 . 8 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 11 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、物件の納入に着手すべき期日を過ぎても物件の納入に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき事由により納期内に完了しないとき又は納期経過後相当の期間内に物件の納入を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 物件を粗雑に扱い、又は品質若しくは数量に不正な行為をしたとき。

(4) 発注者又は発注者の指定した者が行う物件の検査等に際して、職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(5) 前 4 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、既に発注を受けた物件のうち未納入部分の納入代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の帰責による契約解除の損害賠償)

第 12 条 発注者は、物件の納入が完了するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 13 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、

当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、本契約の定めるところによる。ただし、この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第14条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、売買単価に調達予定数量を乗じて得た金額に100分の8に相当する額を加算した金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。

2 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、売買単価に調達予定数量を乗じて得た金額に100分の8に相当する額を加算した金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (8) 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前各項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

- 第16条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の県への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、愛知県調達契約からの排除措置を講じることがある。

(紛争の処理)

- 第17条 この契約書の各条項において発注者と受注者で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者又は発注者の指定した者と受注者間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者で協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者で折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

(補則)

- 第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定める。
この契約締結の証として契約書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 買受人 愛知県一宮市昭和三丁目3番28号
愛知県
代表者
愛知県尾張水道事務所
所長

印

受注者 売渡人

請 求 書

平成 年 月 日

愛知県尾張水道事務所長 殿

所在地
契約者 商号又は名称
代 表 者 印

下記のとおり請求します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記の納入代金

- 1 件名 液化天然ガス（LNG）の納入（平成 年 月分）
- 2 納入先名称 犬山浄水場
- 3 納入先住所 愛知県犬山市大字犬山字東洞 1 5 番地
- 4 契約締結年月日 平成 年 月 日
- 5 契約単価 金 円 / t
- 6 請求金額内訳書 別添
- 7 品質管理表 別添
- 8 支払方法

口座振替	銀行 支店
	口座番号

(別添) 請求金額内訳書

請求金額の内訳を明記すること。

請求金額

$$= (\text{平均輸入単価}^1 + \text{契約 (= 入札) 単価} + \text{石油石炭税}^2) \times \text{取引量}^3 \times 1.08^4$$

- 1 平均輸入単価は、取引月の2～4か月前の財務省貿易統計「液化天然ガス『2711.11-000』(全日本)」の価格を数量で除した1 tあたりの単価(円未満の端数は10銭の位を四捨五入)とする。
- 2 石油石炭税は取引月における適用単価であり、平成28年4月1日時点の適用単価は、1,860円/tである。
- 3 取引量の単位は、0.01 tとする。
- 4 契約単価に平均輸入単価並びに石油石炭税を加え、取引量を乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、100分の8に相当する額を加算する前に端数金額を切り捨てる。

平均輸入単価の算定式を明記すること。

平均輸入単価の算定に用いた財務省貿易統計の資料を添付すること。

品質管理表

(平成 年 月分請求書添付資料)

1 成分 (%)

	平均(平成 年 月分)	備考
メタン		80.0 %以上
プロパン		5.0 %以下
エタン		
その他		4.0 %以下
計	100.0	

平均値は、納入した LNG の平均とすること。

0.1 %単位で表記すること。

平均値のすべてが備考欄(発注仕様書)を満たすこと。

2 低位発熱量 (MJ/kg)

	平均(平成 年 月分)	備考
低位発熱量		49.3 MJ/kg ± 5%以内 (46.8 MJ/kg 以上 51.8 MJ/kg 以下)

平均値は、納入した LNG の平均とすること。

小数点以下第 1 位まで表記すること。

平均値は、備考欄(発注仕様書)を満たすこと。

3 単位体積重量 (kg/m³N)

	平均(平成 年 月分)	備考
単位体積重量		0.800 kg/m ³ N ± 5%以内 (0.760 kg/m ³ N 以上 0.840 kg/m ³ N 以下)

平均値は、納入した LNG の平均とすること。

小数点以下第 3 位まで表記すること。

平均値は、備考欄(発注仕様書)を満たすこと。

愛知県建設工事関係入札者心得書

昭和52年	4月	1日	施行
昭和60年	4月	1日	一部改正
平成2年	4月	1日	一部改正
平成3年	8月	1日	一部改正
平成8年	4月	1日	一部改正
平成12年	4月	1日	一部改正
平成17年	4月	1日	一部改正
平成18年	10月	16日	一部改正
平成19年	8月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成21年	9月	14日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、愛知県及び愛知県企業庁（以下「県」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し等)

第2条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 破産者

2 入札参加者が前項各号のいずれかに該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させない。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときから3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

2 前項各号のいずれかに該当する者について、当該事実があったと認められるときから3年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

第4条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額(単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 指名競争入札にあつては指名競争入札通知書(以下「指名通知書」という。)、一般競争入札にあつては入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の10分の8に相当する金額
知事又は庁長が確実と認める社債	
銀行に対する定期預金債権	当該債券証書に記載された債権金額
金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、県の発行する納付書により納付しなければならない。

2 出納員は、入札保証金の納付があつたときには、納付証明書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用

する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、県から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）

その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札説明書において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第9条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札)

第10条 入札参加者は、別記様式1（入札書）による入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、あらかじめ指名通知書又は入札説明書により示した日時及び場所において、県職員の指示により提出しなければならない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

3 郵便による入札は認めない。

4 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約に係る入札における入札書の提出は、入札保証金の全部の納付を免除された場合（第7条による場合にあつては、事前に保証証券を提出した者）、又は事前に入札保証金を納付した場合においては、郵便によって行うことができる。この場合においては、別記様式1（封筒）を中封筒とし、別記様式3（表封筒）を表封筒とする二重封筒による書留郵便により、入札日の前日までに提出するものとする。

(入札の辞退)

第10条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、別記様式2（入札辞退届）による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の不参加)

第 10 条の 3 確認通知書により入札に参加することを認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札に参加しないことができる。

(入札書の書換等の禁止)

第 11 条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取りやめ等)

第 12 条 辞退等により入札参加者が 1 者となったときは、入札の執行を取りやめる。(ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合は除く。)

2 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。

3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第 13 条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札。ただし、第 10 条第 4 項の規定に基づき郵便による入札を行う場合は、入札日の前日までに到達しなかった入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し 2 以上の意志表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は 2 以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者)

第 15 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

3 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札とする。

(再度入札)

第16条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて、再度の入札を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第14条第1号から第7号までに該当する入札
- (2) 前条第2項の規定により落札者とされなかった入札
- (3) 前条第3項の規定による最低制限価格を下回った入札

(再度入札の入札保証金)

第17条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第19条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

第20条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書(契約書の作成を省略する場合にあつては、請書)を作成し、記名押印のうえ、押印した設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、県において必要があるときは、提出期限を変更することが

ある。

2 落札者が前項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

3 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負わない。

（契約書等の作成の省略）

第 21 条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札説明書において指示する。

（契約の確定）

第 22 条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあつては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

（入札保証金等の返還）

第 23 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

2 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納員に提出するものとする。

3 第 1 項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があつたときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（入札保証金に対する利息）

第 24 条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第 25 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、県に帰属する。

（議会の議決を経なければならない契約）

第 26 条 工事又は製造の請負で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年愛知県条例第 29 条）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、愛知県議会の議決を経たうえ、契約を確定する（ただし、愛知県企業庁の発注に係るものは除く）。

2 議会の議決を得るまでの間に、請負者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負わない。

（電子入札）

第 27 条 愛知県電子入札システムを利用した入札を行う場合の取扱いは、建設工事等電子入札実施要領の規定を優先するものとする。

別記様式1 (入札書)

入 札 書											
								平成	年	月	日
愛 知 県 知 事 殿 (愛知県公営企業管理者企業庁長) (所長)											
入札者 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)											
印											
愛知県建設工事関係入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。 記											
拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円		
ただし、下記工事の請負金 (下記委託業務の受託料)											
1 工 事 名											
(委託業務名)											
2 路線等の名称											
3 工 事 場 所											
(納入場所)											
(業務の場所)											

- (注) 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
 2 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
 3 訂正又はまっ消した箇所には押印すること。
 4 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。
 5 物件の買入契約にあつては、様式中「ただし、下記工事の請負金」を「ただし、下記物件の供給代金」に、「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。

別記様式1 (封筒)

(表)

愛 知 県 知 事 殿 (愛知県公営企業管理者企業庁長) (所長)
工 事 名 (委託業務名) 路線等の名称 工 事 場 所 (納入場所) (業務の場所)
入 札 書 在 中

- (注) 物件の買入契約にあつては、「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。

(裏)

印	入 札 者 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)	印
---	---------------------------------	---

別記様式2 (入札辞退届)

入 札 辞 退 届		平成 年 月 日
愛 知 県 知 事 殿 (愛知県公営企業管理者企業庁長) (所長)		
入札者	住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)	印
下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。		
記		
1 工 事 名 (委託業務名)	_____	
2 路線等の名称	_____	
3 工 事 場 所 (納入場所) (業務の場所)	_____	
4 辞 退 理 由	_____	

(注) 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
2 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。

別記様式3 (表封筒)

(表)	(裏)																											
□□□-□□□□																												
住 当 所 該 及 入 び 札 名 を 称 実 施 す る 執 行 機 関 の	入 札 者 氏 住 名 所 (名 称 及 び 代 表 者 名)																											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">親 展</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">担</td> <td style="padding: 5px;">(</td> <td style="padding: 5px;">(</td> <td style="padding: 5px;">愛</td> <td style="padding: 5px;">愛</td> <td style="padding: 5px;">知</td> <td style="padding: 5px;">知</td> <td style="padding: 5px;">県</td> <td style="padding: 5px;">県</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">事</td> <td style="padding: 5px;">部</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">務</td> <td style="padding: 5px;">所</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">課</td> <td style="padding: 5px;">)</td> <td style="padding: 5px;">)</td> </tr> </table>	親 展	○	担	((愛	愛	知	知	県	県	○	○	事	部	○	○	務	所	○	課))	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">入 札 書 在 中</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">御</td> <td style="padding: 5px;">中</td> </tr> </table>	入 札 書 在 中	○	御	中
親 展	○	担	((愛	愛	知	知	県	県	○	○	事	部	○	○	務	所	○	課))						
入 札 書 在 中	○	御	中																									

(注) 「親展」及び「入札書在中」の記載は、朱書きによること。